

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年10月31日
【会社名】	日本スキー場開発株式会社
【英訳名】	Nippon Ski Resort Development Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 周平
【本店の所在の場所】	長野県北安曇郡白馬村大字北城6329番 1
【電話番号】	0261-72-6040
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 宇津井 高時
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内 1 丁目 5 番 1 号
【電話番号】	03-6206-3011
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 宇津井 高時
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成30年10月20日開催の当社第13回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年10月20日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

経営の意思決定・監督を行う取締役と業務執行を行う本部長及び執行役員の役割・責任を一層明確化し、双方の機能強化を図るため、定款から、社長を除く役付取締役の規定を削除するものであります。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、鈴木周平、宇津井高時、高梨光、荻野正史、川村憲司、出口恭子及び北川徹の7名を選任するものであります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、橋本俊光、鶴月健彦及び荒木隆志の3名を選任するものであります。

第4号議案 ストック・オプションとしての新株予約権発行の件

当社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値をさらに向上させることを目的として、当社の新株予約権を無償で発行・付与すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

総議決権個数 : 79,390個

議決権行使個数 : 72,152個

決議事項	事前行使の状況				当日出席を含めた賛成		決議の結果	
	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	無効(個)	個数(個)	賛成率		
第1号議案 定款一部変更の件	13,635	4	1	-	70,221	97.32%	可決	
第2号議案 取締役7名 選任の件	鈴木 周平	12,515	1,124	1	-	69,101	95.77%	可決
	宇津井 高時	12,515	1,124	1	-	69,101	95.77%	可決
	高梨 光	12,515	1,124	1	-	69,101	95.77%	可決
	荻野 正史	12,514	1,125	1	-	69,100	95.77%	可決
	川村 憲司	12,513	1,126	1	-	69,099	95.77%	可決
	出口 恭子	12,511	1,128	1	-	69,097	95.77%	可決
	北川 徹	12,507	1,132	1	-	69,093	95.76%	可決
第3号議案 監査役3名 選任の件	橋本 俊光	13,616	23	1	-	70,202	97.30%	可決
	鶴月 健彦	13,632	7	1	-	70,218	97.32%	可決
	荒木 隆志	13,632	7	1	-	70,218	97.32%	可決
第4号議案 ストック・オプションとしての新株予約 権発行の件	13,603	36	1	-	70,189	97.28%	可決	

注1. 各議案の可決要件は以下のとおりであります。

第1号議案及び第4号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

第2号議案及び第3号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

注2. 「当日出席を含めた賛成」の個数は、「本株主総会前日までの事前行使による賛成」の個数と「当日出席の一部の株主から各議案に関して確認できた賛成」の個数を合計したものであります。

注3. 「賛成率」は、「当日出席を含めた議決権行使総数」に対する「当日出席を含めた賛成」の個数の比率であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会の前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主による各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため本株主総会当日に出席した株主の議決権の数の一部を集計しておりません。

以上